

# 牛の生産者の皆様へ



食肉の安心安全を確保するため、  
皆様のご理解ご協力をお願いいたします。

## 動物用医薬品

**動物用医薬品を使用したら  
出荷制限期間を遵守しましょう**

食肉衛生検査所では、定期的に枝肉の残留動物用医薬品検査を実施しています。

動物用医薬品は、薬剤ごとに出荷制限期間が設けられています。

家畜の健康状態によっては薬剤の残留が長くなる場合がありますので診療した獣医師に確認しておきましょう。

検査により基準値を超過すると販売することは禁止されます。

【基準値超過事例】

平成27年度 2件

平成28年度 1件(11月末現在)

## 家畜の衛生確保

**家畜の体表はきれいにして  
搬入しましょう**

と畜場では衛生的な食肉の流通に取り組んでいます。

搬送車の内外も清潔に保ちましょう。



## 家畜の搬入

**家畜の体調が悪い場合は申告  
して下さい**

健康畜として搬入され、係留中に起立困難になる家畜が見受けられます。

飼養時や搬送時に家畜に異常があれば申告して下さい。

また、獣医師の診断書を有する場合は提出して下さい。

搬送は家畜にとり大きなストレスとなります。

日頃の飼養管理を適正に行いましょう。



## 仙台市食肉衛生検査所

電話：022-258-6906

ホームページ：www.city.sendai.jp/